

第9回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月7日(木) 午後3時00分

2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室

3 出席委員(12名)

1番 藤平 正一

2番 織本 幸一

3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司

5番 池田 誠

6番 中村 好男

7番 三枝 正直

8番 高橋 奈緒美

10番 麻生 等

11番 福山 博久

12番 松崎 秋夫

13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(1名)

9番 高浦 伸芳

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第5号 いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見
聴取について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日は台風13号の影響が懸念され足元の悪いなか、第9回いすみ市農業委員会総会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議案は、5つございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和5年第9回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

定数の確認をさせていただきます。本日の欠席委員は、9番、高浦委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、お願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは、審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番、池田委員、議席番号10番、麻生委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号5の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号4までをご審議頂き、その後番号5についての審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明します。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、新規就農の為です。申請地は譲受人の自宅の目の前であり耕作に便利な為でもあります。農機具等はトラクター1台、管理機3台、草刈り機3台、噴霧機1台をすでに保有しており、作業場兼倉庫は自宅に所有してお

ります。作物はそら豆、長ネギ、玉ねぎ、白菜、ジャガイモを耕作いたします。

申請土地、行川字京伝、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は新規就農の為です。譲受人は令和5年6月21日設立の法人です。バイマックルというハーブの生産、加工、販売等を行い、提携会社に出荷します。農機具及び作業場を確保し所有しております。

申請土地、岩船字下口、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、賃貸借権設定で期間は5年間です。図面番号2です。

番号3及び4は関連する為、一括でご説明いたします。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じるため為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。トウモロコシ、いも、スイカ、キュウリ、大根、キャベツを耕作いたします。

番号4、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じるため為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。ソバの実を耕作いたします。

お互い耕作しやすいように話し合いにより交換いたします。

番号3、申請土地、岬町押日字矢ノ坪、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

番号4、申請土地、岬町三門井沢飛地字瀬崎、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、交換による所有権移転。図面番号3です。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい。11番の福山です。

番号1なのですけれども、事務局の説明のとおりです。自宅のすぐ隣ということで特に問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。申請地は雑草が繁茂し休耕地ですが、今回、申請者は6月に法人を設立した鴨川市浜荻在住の新規就農者です。

通称、こぶみかん、正式名称、バイマックルを栽培するもので、当初、30鉢を申請地に置き、その後、成長に伴い申請地に植栽するものです。

なお、参考なのですけれども、この作物は実ではなく葉を香辛料として使用するものだそうです。また、申請地は現在、旧岩船土地改良区で耕作を実施している〇〇〇〇〇〇〇〇から紹介してもらったとのこと。

以上のことから、許可することについて、特に問題ないものと思います。以上です。

議長 次の番号3については、10番、麻生委員、番号4については、12番、松崎委員がそれぞれ地区担当となりますが、内容に関連があることから一括して、10番、麻生委員から補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

3番、4番まとめて申し上げますと、お互いに隣同士に畑があったもので、耕作するのに都合が良くて交換するということになりました。

3番の方は野菜ですね。4番の方はソバをすでに植えてありました。

事務局の説明のとおりで特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号4については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号5についての審議に移りますが、議事参与の制限により、7番、三枝委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(三枝委員退室)

会長 三枝委員が退室されましたので、引き続き、番号5について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号5についてご説明いたします。

譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、松丸字下堀、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号4です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号5について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番の織本です。

元々、受人が耕作していた場所で、問題ないと思います。ご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号5については、原案のとおり可決されました。

それでは、三枝委員の入室をお願いいたします。

(三枝委員入室)

議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は長志日影の田〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡で、千光寺の東側に位置します。図面番号5です。

申請地は、農振農用地内にある農地であるため、原則として許可できま

せんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる為、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、営農型太陽光発電設備です。

平成30年より設置、稼働済の営農型太陽光発電設備について、3年間ごとの一時転用の更新をするものです。パネルの下部でブルーベリーを耕作します。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は賃貸借権設定です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、借入金にて賄う計画となっています。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成29年2月7日付けで関東経済産業局の事業認定を受けております。

番号2、本件土地は長志導師坊の畑〇〇〇〇㎡で、千光寺の南西に位置します。図面番号6です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地である事から、第2種農地であると考えます。

譲受人は東京都目黒区で太陽光発電事業を営んでおります。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル98枚を設置するものです。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄う計画となっております。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法について、令和5年7月3日付けで関東経済産業局の事業計画認定を受けております。

また、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱について、環境保全課に届出予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2については、9番、高浦委員欠席のため、私の方から説明させていただきます。

議長 事務局と現地確認の際、双方とも問題は無く、高浦委員からも同様の連絡を受けております。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和5年度第6次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和5年度第6次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年8月17日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は5ページに記載させて頂いております。

賃借権2件、貸付者2名、借受者2名、

田、4,881㎡、畑、1,054㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は15ページに記載させて頂いております。

新規設定、賃借権2件、貸付者2名、借受者1名、田、4,765㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取についてを議題といたします。

なお、審議にあたり、農林課職員による議案に対する発言が求められておりますが、許可してよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 異議なしとのことですので、農林課職員の入室を認めます。

（農林課職員入室）

議長 それでは、説明をお願いします。

事務局 議案第5号、いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取につきまして、ご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、農業経営基盤強化促進法、施行規則第2条の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

なお、内容の説明につきましては、農林課、鈴木課長補佐、農政班、朽方班長より説明して頂きます。

農林課 皆さん、こんにちは。

私は農林課から参りました、鈴木と申します。右手におりますのは今日、主に説明をいたします、朽方と申します。どうぞ、ご審議よろしく願いいたします。

それでは、皆様方、議案とは別にカラー刷りのA4のペーパー1枚、あとですね、いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表を本日新たにお配りさせていただきましたが、無い方はいらっしゃいますか。

それでは、まず私、鈴木の方からですね、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とはなんぞやという部分のさわりの部分をお話させて頂ければと思います。

カラー刷りのA4のペーパーを読ませて頂いて恐縮ですが、まず、農業経営基盤強化促進法のなかの目的でございますが、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。

この基本構想でございますが、このあと朽方から詳細な説明をさせていただきますが、第5条のなかで都道府県による基本方針を定めなさいよ、第6条の方で市町村における基本構想を定めなさいよ、とあります。この基本方針並びに基本構想ですが、概ね5年毎に10年先を見越して作りなさい。というようなものになっております。

いすみ市でございますが、平成26年に、10年前に作ったものになり

ます。このたび、法改正に伴いまして、国の方から各都道府県は令和5年6月末まで、市町村は令和5年9月末までに見直しを完了させなさいよ、という通知がありました。そのなかで今回、私どもの方で基本構想を見直しさせていただきましたので、皆様方にご審議して頂きたいと思っております。

それでは、朽方の方から詳細な説明ということで、お時間頂ければと思います。よろしく願いいたします。

いすみ市農林課農政班の朽方と申します。いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、説明させていただきます。

こちらの基本的な構想を、基本構想と通称しております。この基本構想を今回、改正する手続きのなかで、農業委員会の意見を頂くことになっており、今回の農業委員会の議題に取り上げて頂いた次第でございます。

それでは、新旧対照表を基に基本構想、現在運用している平成26年のものと今回の改正案を比較しながら、主な変更点を説明させていただきます。

まず、目次ですが、第3として、県の基本方針で示された農業を担う者の確保及び育成に関する事項と同様の内容で、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を加えております。

次に、第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項の1に、地域計画に関する内容を、第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他、第4条第3項第1号に掲げる事項に関する事項として、追加しております。

また、現行の第6農地利用集積円滑化事業に関する事項についての項目ですが、農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に移管されておりますので、廃止しました。

続いて本文の改正事項につきましては、大きな項目、第1から第6までありますので、項目ごとの要点と変更点を順に説明させていただきます。

第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標です。

1、いすみ市農業の概要と現状として、いすみ市の現状を新しいデータなどを元に修正いたしました。また、この10年の間に有機栽培に取り組む農家が増加傾向にありますので、新たに加えました。

2、いすみ市農業の課題につきましては、近年の情勢を加味し、人口減

少や自然災害、感染症、世界情勢等の項目を加えました。

3、効率的かつ安定的な経営体の育成の中で、年間農業所得1経営体あたり520万円といたしました。

また、5、新規就農の現状ですが、現行は新規就農者が非常に少ないと記載がありますが、少なくはありませんので、離農する者よりは少ないという表現に改め、耕作放棄地の解消について加えました。また、イに新規就農者の年間農業所得を270万円程度と明記しました。

続いて、第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標についてですが、本市の主要な営農類型について、表で示しております。

現在のいすみ市で行われているモデル的な営農類型を示しております。現行である旧営農類型を県の農業事務所と相談しまして、新しい営農類型を作成しました。内容につきましては、あらかじめお配りしております基本的な構想本文の8ページから31ページに示しています。

第2の2として、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標でございます。

水稻、野菜が主だった営農類型だったものを、近年の動向を勘案しまして、露地野菜専作、果樹専作、イチゴ直売等の営農類型を加えました。

続いて第3の第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項です。

こちらは、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項として県の基本方針に加わったことを受けて、新設された項目です。

要点は、農業を担う者の確保、育成の援助のために整備する拠点として、千葉県農業者総合支援センター、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制、運営方針を記載しております。

また、2、市が主体的に行う取組、3、関係機関の連携・役割分担の考え方、4、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供などを記載しております。

続きまして、第4の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用についてです。

新旧対照表の9ページ、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標の数値を改めました。

農用地面積は現在3,456ヘクタール、利用集積の目標面積は1,105ヘクタールとし、目標シェアを32パーセントとします。現在の利用集積の実績がこちらの資料内では示しておりませんが、現在22パーセントですので、年1パーセントずつ高め、10年後に達成する目標となっております。

2、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項ですが、中山間地域、担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保、有効利用を図るため、地域社会の維持に重要なエリアの設定の促進や保全などの取組の推進について追記しました。

(3)として、関係団体等との連携体制を記していますが、地域計画の策定、担い手への農用地の集積の推進を図ること等を加えています。

続いて、第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項です。

農業経営基盤強化促進事業として、①に地域計画の協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準等を加え、現行②の農地利用集積円滑化事業というのを農地中間管理事業に移管されましたので削除しました。

①の詳細については、記載のとおりでございますが、協議の場の開催時期、情報提供、参加者等、各項目を詳しく設定してあります。

(2)では地域計画の区域の基準等を示してあります。

2、利用権設定など促進事業に関する事項は、農業生産法人を農地所有適格法人に改める等、法改正に伴う表記の変更をおこなっております。

第5の2(1)の⑥の別紙1は新旧対照表27ページに、第5の2(2)の別紙2は28ページにそれぞれ示しております。あとで説明いたします。

対照表20ページをご覧ください。

現行の6、その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項を7に、現行の7、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関

する事項を6に入れ替えました。

続いて、新旧対照表23ページ 現行の第6についてです。こちらは農地利用集積円滑化事業に関する事項ですが、目次の時の説明どおり、農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に移管されていますので、廃止しました。

続いて、27ページの別紙1、28ページの別紙2についてですが、先ほど、説明しました第5の2(1)と(2)の関係です。

別紙1は、利用権の設定を受けた後に備えるべき要件です。

地方開発事業団が廃止されたことと、農地所有適格法人への変更による記載の修正があります。

別紙2は時計数字1の農用地、時計数字2の混牧林地又は農業用施設用地、時計数字3は農業の経営を委託を受けることにより、権利の設定を受ける場合のそれぞれの内容、存続期間、借賃、損益の算定基準、借賃の支払方法、有益費の償還等についての詳細です。

時計数字4は所有権の移転を受ける場合の対価の算定基準、支払方法、所有権の移転の時期の詳細です。基本的には現行法と同じ内容です。

基本構想につきまして、農業委員会と農業協同組合からの意見を付して、県に本協議という形で提出させていただきます。

説明は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員どうぞ。

池田委員 新旧対照表、3ページの3のなかの年間農業所得、現行では550万円となっていますが、現在の農業所得はどうなっているのか。一経営体当たりの金額。

それと改正後、520万円に下がっていますが、何か理由があるのか。この2点。

農林課 はい。

議長 どうぞ。

農林課 はい。

現行では550万円を目標に農業経営の計画を立てて頂いて、認定農業者ということで認定させて頂いております。

池田委員 現在の農業所得はいくらか。

農林課 実績ということですか。

池田委員 そう。

農林課 こちらは認定農業者に認定するに当たって経営所得の目標金額でありまして、現在の認定農業者の平均の年収などを集計してのものではありません。

池田委員 農林課では、そういうの把握はしてないの。

農林課 そうですね、

池田委員 だってこれ、10年後の目標なのでしょ。基本構想の550万円っていうのは、10年間でどうだったのかって。

農林課 まず、所得の目標ということで説明しておりますが、今現在のいすみ市の農業従事者の方の所得ということで掲げているものではございません。

520万、550万とございますが、まず、千葉県の方では法人として所得750万で基本方針を作っております。そのなかで私どもが520万、この数字を出させて頂いたのは、

池田委員 違う、違う。基本構想で550万円って出ているでしょ、実績としてはどうだったのかを聞いているのですよ。所得が上がったのか下がったのか。それを踏まえて520万円が出てきたのか。改正後は520万円なんでしょ、その理由ですよ。

農林課 まず、520万円の理由ですが、これは県から資料等を頂き協議したなかでの話しとなります。今、サラリーマンの平均所得が520万ということになっております。国の方から県の方から農業経営の所得向上ということで、一般的なサラリーマンと同等ということで520万という数字を使わせて頂いております。

池田委員 じゃ、今までの550万円ってのは。

農林課 目標では550万が示されていたのですが、今のサラリーマンの平均所

得が520万ということでしたので、使わせて頂いております。

あと、ご質問いただいている所得のお話ですが、大変申し訳ありません。農林課の方ですと皆様方の経営収入というものは押さえておりません。

また、認定農業者の方におきましては、この基準を超えるように目標を立てている方を認定しております。その認定に対しても実際の経営で青色申告なさっている収支決算書を確認している訳ではありません。事業計画で判断させて頂いております。

池田委員 だって昨年、支援事業やったでしょ。収入減で、申告書を確認して、それで分かるじゃないの。農業申告しているのですよ。それで分かるんじゃないの所得は、違うの。私もやりましたよ。

農林課 そうしましたら、この基本構想というよりは、いすみ市の農業の平均所得がいかほどなのかを改めて提出させて頂くということによろしいでしょうか。

池田委員 だって10年もやっていて、なんで分からないの。この基本構想ってのは10年後を目標にやるのでしょ。支援事業もやったでしょ。収入減で、農業申告を基に。それでわかるでしょ。

三枝委員 でも業種ごとは分かんないでしょ。平均ってそれぞれ違うのだから。

農林課 改めまして、いすみ市の農業の平均所得がいかほどなのか、認定農業者の平均所得がいかほどなのかを提出させて頂くということによろしいでしょうか。

池田委員 なんで認定農業者なの

農林課 認定農業者を認定する目標値でありますので。

池田委員 年間農業所得、年間労働時間、これらの経営が市の農業生産の相当部分を担うってあるのに。

基本構想は、これ目指してやってきたのでしょ。違うの。農業所得が上がったのか下がったのか、なんで分かんないの。

農林課 実際、所得の増減というセンサスとか統計の話しになろうかと考えます。繰り返しとなりますが、農林課ではリアルな所得というのは把握しておりません。確かに経営安定補助ということで申請して頂きましたが、それを基に平均値をお伝えすることは出来ませんが、あくまでも基本構想は経

営を安定させるための目標で、リアルな収入を基にしてではなく、他産業従事者並みの年間農業所得、年間労働時間を目指すものでありますので、所得の数値については、別で報告させて頂きたいと考えます。

三枝委員 520万にしようと言うのは分かるのだけど、今、どれぐらいの収入があつてなんだったことなんだよね。池田さん

池田委員 そういうことですよ。根拠があるのでしょ。

議長 良いですか。今現在ですね、農業専従でやっている方の年間所得ですね、550万って方はいないと思います。そう考えると一度持ち帰ってもらうというのも選択肢かと思います。

池田委員、どうですか。

池田委員 私だけじゃなく、他の委員に聞いてくださいよ。

議長 若手の松崎委員、どうですか。

松崎委員 この数字どおりにやれるのだったら、みんなやっていますよね。

10年前の数字があつて、今見直して作り替えますよってことだと思いますけど、10年経って成果どうだったのかというところが今までの話しで、それがあればもうちょっと分かりやすいってことですよね。

池田委員 それは、分かるでしょ。達成点だよ、達成点。

松崎委員 10年前まで550万円の所得ということで計画を立てて、550万円を達成している経営体は何パーセントとか、数字に表してもらって、これからはこうですよみたいな流れで説明をしてくれると、すごく分かりやすい。ただ、立てた計画を、なんの成果の評価も無く、新しい計画に変えまわすって言われているような感じだから、今がどうなんだったのがあると、今がこうなのね、今後10年、こうなのねっていう流れが分かる。計画を立てて直しましたっていう風に思えちゃうから、その辺が立てたことでこうでしたというのが、今後の改正に生きるのかな、こちらも分かりやすいのかなと思います。

三枝委員 520万にしようと言うのは分かる。今はどうなんだったって、それが聞きたかったって。

松崎委員 今、集計したものは無いってことで答えられないと思うのだけれども、集計できるのであれば、後日、示してもらえれば参考になるのかなと。

三枝委員 今日の今日は無理だからね。

農林課 皆様方おっしゃられるように、私どもも520万という数字、決して低い数字ではないと認識しております。まして千葉県が掲げている750万、これは到底設定できないと県に直接相談に行っております。そのなかで地域に見合ったというところのなかで他産業並みの520万ということになります。

また、皆様方には申し訳ないのですが、認定農業者、新規就農者と認められる方々は、やはり国から色々な施策が受けられる方々です。そのような方々に頑張ってもらい、そのなかでの一番の指数として所得というもの、また、事業計画というものが必ず付いて回ります。これは皆様方が重々承知されているとは思いますが、施策対象になるかならないか、この基準が認定農業者、新規就農者となっておりますので、皆様のおっしゃっているリアルな所得が分かっているのかというのは、重々承知しているつもりですが、目標ということで。

池田委員 ちなみに認定農業者って何人ぐらいいるの。

織本委員 認定農業者って言っても、業種も規模も違うしね。

事務局 認定農業者の数ということで、報告させていただきます。

令和5年4月1日現在で97名となっております。

池田委員 97名なら、すぐに出るでしょ。所得が。

事務局 補足で説明させていただきます。97名というのは個人、法人、家族経営など色々な経営体があります。ですので、個人の方が97名という訳ではありません。委員の方で法人を立ち上げて認定農業者となられている方もいらっしゃいますが、法人も1となります。経営体が97ということです。

織本委員 認定農業者で経営面積の上と下の差ってどのくらいあるの。

松崎委員 それは、すごくあるのじゃないですか。

農林課 認定農業者の面積の問題、稲作と例えばイチゴの施設ハウスとか露地野菜とか当然面積が変わってきますので、面積ではなく目標とする所得ということで、あくまでもこの所得を達成するために、この作物だとこの経営面積が必要となって520万円を目標とする、

織本委員 さっきの話だと、サラリーマンの所得を目標にするって、ことだったので

しよ。

農 林 課 はい。サラリーマンというか、他産業並みの年間所得ということです。数字は国が算定してのものとなります。それを基に県が1人あたり520万円を採用してとなります。

織 本 委 員 認定農業者はその目標を確保してくださいと言う話しなんでしよ。

農 林 課 そのとおりです。

高 橋 委 員 あくまでも目標なんでしよ。

農 林 課 そのとおりです。実績に基づいてではなく、他産業並みにということです。

三 枝 委 員 ちなみに他産業の労働時間は。

農 林 課 他産業の時間ですが、1,875時間となっております。

高 橋 委 員 あくまでも目標。いすみの目標。県だったら750万。みんな農業やるよね。

池 田 委 員 今日は市の基本構想。県は、

高 橋 委 員 あくまでも目標値だから、現実とは。それだけ夢与えてあげたいけどね、新規就農者とか。

松 崎 委 員 実際としたら1,800から2,000時間なんてありえないじゃないですか。

高 橋 委 員 そうだよね。だから目標なんだよね。

松 崎 委 員 この目標値みて、あれってなるのも怖いところですよ。

高 橋 委 員 確かにね。泥沼に嵌まってってのもね。

松 崎 委 員 機材に投資する訳ですからね。

麻 生 委 員 経営が駄目になるってことは、投資した機材も駄目になるってことだからね。

松 崎 委 員 今、機械も高いから。

農 林 課 皆様、すみません。頑なに事務的なお話をさせて頂いておりますが、追加資料として520万円と1,800～2,000時間の根拠をお配りさせて頂きました。

あと、池田委員から指摘のありました、認定農業者、いすみ市の今現在、個人、法人、色々な経営体がありますが、その部分に関しては、次回の農業委員会の時に皆様方に提示させて頂きます。

そのなかで、今回の目標の数字でございますが、本当に頑なで申し訳ありませんが、認定農業者の目標の指数ということで、機材の高騰、金利などあるなかで、国の施策、補助であったり融資であったり、認定農業者が受けられるメリットとなるなかで、ハードルがあまりにも下がりすぎるということは、認定農業者というブランドが下がることになろうかと思えます。私ども行政、非常に事務的でございますが、まずこの目標にもっていきましょう。現実としては機械、非常に高価となっております。その他、経費等掛かるものも上がっておりますが、目標とする値ということでご了承頂ければと思います。

池田委員 次回の農業委員会って、9月末までに見直しを完了って言っていたでしょ。どうするの。

農林課 申し訳ありませんが、基本構想、目標値はご審議頂いて、所得に関しましては、基本構想とは離れて、次回の農業委員会で提示させて頂きたいと思えます。

池田委員 分かんないなあ。だって基本構想の話をしているのだよ。農林課さん。なんで分離するの。

農林課 先程よりお話させて頂いておりますが、基本構想の目標値は、リアルな平均所得の積み上げで目標を立てるのではなく、他産業並みにということで目標を立てさせて頂いております。

三枝委員 そうは言ってもね、現実には。

松崎委員 収入を上げようとするとならば経費がかさむ。

高橋委員 この追加の説明資料、あくまでも実際のどうこうではなく。

農林課 そうですね、あくまでも一般的な耕作、作付けに対する案でございます。どうしても皆様の作付けの、品種、生産するものが違いますので、慣行米、慣行米と飼料用米、あくまでもオーソドックスな指標となっておりますので、リアルで耕作面積、機械の大きさが変われば変わります。

松崎委員 計算上はだよね。経費とか。

高橋委員 私ら有給休暇なんてね。

農林課 会長、よろしいでしょうか。

先程より、目標数値について色々お話しを頂いておりますが、分けてと

お話しましたが、いすみ市の認定農業者の方の所得の平均を早急に調べたうえで、皆様方、臨時総会ということで近日中に会長、開催をお願いすることは可能でしょうか。

会 長 まあ、各委員が納得いかなければ、臨時総会を開いてやるしかないですかね。

織 本 委 員 でも、認定農業者、皆同じ規模じゃないでしょ。平均って出しても意味ないじゃない。現状を出しても。

畑、1町歩やっている人と田、20町歩やっている人の平均出したってしょうがないよね。労働時間違うわけだし。

麻 生 委 員 出したところで意味がない。

農 林 課 おっしゃるとおりかと。お示しするとしても全部の平均をお示しすることになるかと。織本委員おっしゃるとおり労働時間がどうかはいかないですね。

議 長 これ、もう一回持ち帰ってもらって、もう少し内容を精査してもらって、臨時総会を各委員にお願いして承諾を得る、それしかないでしょ。

結局、県に今月中に出さなきゃいけないのでしょ。

農 林 課 そうですね、皆様の基本構想へのご意見を頂いたうえで、県へ提出となりますので。

議 長 それには、各委員が農業者の代表としている訳ですから、納得できるような構想を出してもらわないと。

委員の皆さん、忙しいとは思いますが臨時総会をやると。それしか手が無いんじゃないでしょうかね。

農 林 課 承知いたしました。

池 田 委 員 なんでそうなっちゃうかな。臨時総会やるまでも無いかと思うけどね。

松 崎 委 員 はい。

議 長 松崎委員、どうぞ。

松 崎 委 員 はい。

多分なんですけど。520万がどうかじゃなく、ここで話ししているのは、これまでやった結果どうなのかで、520万円が気に入らないってことではないですよ。

なので、目標数値などについて審議して、決を採って頂きたいと。

これまで目標を立てた結果はこうでしたってのは、後で報告してもらって。諸々あるから一概にはならないけど示してもらって。

目標数値以外に質疑があれば出してもらって、出来れば今日、決を採って頂ければなど。

三枝委員 改正は改正で。

松崎委員 目標として立てるとのことなので。

議長 他にご意見ありませんか。

麻生委員 はい。

議長 麻生委員、どうぞ。

麻生委員 この520万円が良い悪いってことではない訳と思うんですよね。目標ですからね。

池田委員 良い悪いって、一言も言ってないじゃない。そう捉えられると困っちゃうよ。意見として言ってだから。

麻生委員 言っていないですけど。そう、それで今、話し出しましたが、臨時総会って言いますが、採決して臨時総会ってことですかね。採決せず白黒はっきりしないうちに臨時総会って言うのはどうなんですかね。

ここで皆さん、目標については良いですよ。でも詳しいことは後でまた教えてください。所得の件については今日は良いですよって意見なら、ある程度、事務局も書類も出せるのかなって。その辺、どうなんですかね。

目標はこれで良いよ。だけど詳しいこと教えてよってことですよ。

池田委員 反対しているんじゃないかと、聞いているんですよ。

麻生委員 聞いているんですよ。

池田委員 なんで550万円が、520万円に下がったのかと。

答えれば良いじゃない。それだけです。

麻生委員 520万円に反対って訳じゃないですよ。

池田委員 反対してないよ。

麻生委員 内容が分かれば良いですよ。

池田委員 基本構想に反対ってとかじゃないよ。

麻生委員 なので、内容が分かれば良いですよ。

池田委員　それが答えだよね。

麻生委員　それは後でも良いですよ。回答は。

池田委員　まあ。

麻生委員　回答なければ、今日、手は上げられないよって訳じゃないですよ。

池田委員　じゃあ、麻生さんはこの基本構想に対して意見無いんですか。

麻生委員　説明聞いている限りには無いですね。

池田委員　そうですか。

議長　それでは、委員の皆さん、色々ご意見頂きましたが、農林課としては、今月末までに県に出さなきゃいけないのでしょ。

農林課　はい。

議長　それじゃ、各委員に説明して下さいよ。あくまでも基本構想なので、これで承諾して頂きたいと。

これまでの550万円に対しての実績がどうだったのかは、次回、総会で説明しますと。

じゃないと収まんないでしょ。

農林課　はい。

議長　どうぞ。

農林課　はい。皆様。大変長い時間、ご意見を頂戴いたしました。

会長よりご指摘いただきましたとおり、実は9月末ではありますが、皆様方のご審議、またJAの審議の結果を付したものを来週、県に報告し、9月末までにいすみ市の基本構想が国の方で認定されるということになっております。私どもが、もう1ヶ月早く提案させて頂いておれば、こんなことも無かったのかと思いますが、ご指摘ありましたとおり、私どもとしては、この目標数値の基本構想をご承認いただきたいと思います。

そのうえで、農業所得に対する、認定農業者に対するものをまとめたものを次回の総会、終了後にお邪魔させて頂いてお話をさせて頂きたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

議長　どうもありがとうございました。

いま、農林課から説明がありましたが、決を採ることについて、ご異議ない場合は挙手願います。

議長 挙手全員でございます。
農林課は次回、総会後に説明をお願いします。
それでは、これより議案に対する採決に移ります。
農林課職員は退室してください。
(農林課職員退室)

議長 それでは、議案第5号、いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ない場合は挙手願います。
挙手全員でございます。
よって、議案第5号については、原案のとおり承認されました。
以上で提出された議案すべての審議が終了しました。
その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

議長 どうぞ。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は8月31日までに回答済の10件について、議案書16ページから18ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第9回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、大変お時間を取らせましたが、慎重審議、ありがとうございました。

これにて第9回総会を閉会いたします。

ここで、事務局よりご連絡がございます。

次回10月の総会ですが、総会終了後に農業委員及び推進委員の皆様タブレットの基本操作講習についての研修の実施を予定しております。

したがって、10月6日、金曜日の総会は、開始時間を1時間早めまして、午後2時から市役所大原庁舎3階大会議室で開催し、午後3時から講習を実施する予定でございます。

続きまして、申請受付については、9月21日、木曜日、22日、金曜日、25日、月曜日の3日間となります。現地確認につきましては、9月26日、火曜日及び27日、水曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に活動記録簿ですが、本日8月分または7月以前の分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。お疲れ様でした。

(閉会 午後4時40分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 0 番委員